

県政改革審議会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県政改革審議会運営規程第7条の規定に基づき、県政改革審議会（以下「審議会」という。）の傍聴に関して必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員等)

第2条 傍聴人の定員は別に会長が定めることとし、会場に傍聴席を設けるものとする。

(傍聴の申出等)

第3条 傍聴希望者は、会議の当日、開催予定時刻の30分前までに、受付に申し出の上、傍聴申出書（様式第1号）に所要事項を記入しなければならない。

2 開催予定時刻の30分前の時点で傍聴希望者が定員を超えた場合は、抽選とする。

3 開会予定時刻の30分前の時点で傍聴希望者が定員を超えない場合は、開会予定時刻まで先着順で傍聴を認める。

4 傍聴人は事務局職員の指示に従い、会議室に入室すること。

(傍聴証の着用)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴券（様式第2号）の交付を受け、これを所持しなければならない。

(傍聴できない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議室に入室することができない。

(1) 棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している者

(2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者

(3) はち巻、たすき、ゼッケン、ヘルメット類を着用し、又は携帯している者

(4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者（報道関係者を除く。）

(5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者

(6) 下駄、木製サンダルの類を履いている者

(7) 酒気を帯びていると認められる者

(8) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

2 会長は、必要と認めたときは、傍聴人に対し、事務局職員をして、前項第1号から第5号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。

- 3 会長は、前項の規定により質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入室を禁止することができる。

(傍聴人が守るべき事項)

第6条 傍聴人は、会議を傍聴するにあたり次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、会議における発言に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) はち巻きをするなど、示威的行為をしないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 会議室において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、報道関係者はこの限りでない。
- (5) 会議室において、携帯電話、無線機等を使用しないこと。
- (6) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (7) その他、会議の支障となる行為をしないこと。

(会議の秩序の維持)

第7条 傍聴人は、会議を傍聴するにあたり、会長又は事務局職員の指示に従わなければならない。

- 2 傍聴人がこの要領の規定に違反したときは、会長は、退室を命じることができる。

(傍聴人の退室)

第8条 傍聴人は、次の各号に掲げる場合は速やかに退室しなければならない。

- (1) 協議会により議事が非公開と決せられたとき
 - (2) 前条第2項の規定により退室を命じられたとき
- 2 前条第2項の規定により退室を命じられた者は、当日再び傍聴することはない。

(報道関係者の取扱い)

第9条 報道関係者は、第2条から第4条までの規定にかかわらず、公開の会議を傍聴することができる。

- 2 第6条から前条までの規定は、報道関係者が公開の会議を傍聴する場合に準用する。この場合において、「傍聴人」とあるのは「報道関係者」、「傍聴席」とあるのは「報道関係者席」と読み替えるものとする。

附則

この要領は、令和4年9月6日から施行する。

附則

この要領は、令和8年8月7日から施行する。

(様式第1号)

傍聴申出書

令和 年 月 日開催
県政改革審議会

番 号	住 所	氏 名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

(様式第 2 号)

No.

傍 聴 券

日 時 令和 年 月 日 () 時～ 時

場 所

傍聴者 氏名

住所

※ 本券は当日限り有効です。また、本券は必ず携帯してください。

兵庫県財務部県政改革課